

### 70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者の皆さんへ

国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方には「国民健康保険高齢受給者証」が交付されています。現在交付されている受給者証の有効期限が平成23年7月31日となっていますので、8月1日を基準日として、平成22年中の所得をもとに負担区分判定を行い、7月末までに新しい高齢受給者証を送付します。記載内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

#### 一部負担金割合(1割・3割)の判定基準

平成22年中の住民税の課税所得が145万円未満の場合、一部負担金割合は「1割」です。

課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者が同一世帯にいる場合は、現役並所得者として「3割」になります。

ただし、その該当者の前年の収入の合計額が383万円未満(2人以上の場合は520万円未満)の場合は、申請し、認められると「1割」になります。

また、同一世帯の方が後期高齢者医療制度に移行し、国保被保険者が一人となったことにより、一部負担金割合が「3割」になった場合、収入が383万円以上(課税所得が145万円以上)で、後期高齢者医療制度に移行した方を含めた収入の合計が520万円未満の場合は、申請し、認められると「1割」になります。

※一部負担金割合が「1割」と判定された70歳以上75歳未満の方の自己負担割合は、平成24年4月1日から「2割」になる予定です。

問い合わせ／保険年金課 ☎581・2121 内線113、114へ。

### 後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ

現在交付されている「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は平成23年7月31日までとなっています。そのため、新しい被保険者証を7月下旬までに送付しますので、大切に保管し、8月からは新しい被保険者証を使用してください。

有効期限の切れた被保険者証は、8月以降、保険年金課へ返却するか、ご自分で処分してください。

#### 自己負担割合の確認をお願いします

8月1日を基準日として一部負担金割合の負担区分判定が行われます。

平成22年中の住民税の課税所得が145万円未満の場合、一部負担金割合は「1割」です。課税所得が145万円以上の被保険者が同一世帯にいる場合は、現役並所得者として、「3割」になります。ただし、その該当者の前年の収入の合計額が、383万円未満(2人以上の場合は520万円未満)の場合は、申請し、認められると「1割」になります。

### 後期高齢者医療制度の保険料納付通知書等を送ります

後期高齢者医療の保険料は、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」と、全員が等しく負担する「均等割額」の合計額です。被保険者一人ひとりに課されます。

埼玉県後期高齢者医療広域連合では、保険料の本算定を実施し、被保険者の1年間の保険料を決定します。

保険料を記載した納付通知書、または保険料額決定通知書を7月中旬に郵送しますので、記載内容をご確認ください。

#### 保険料の納付について

##### ○特別徴収(年金からの天引き)

年金の受給金額が年間18万円以上で、今年2月まで特別徴収で納付していた方は、原則本年度も特別徴収となり、保険料額決定通知書が発送されます。この通知書に特別徴収される金額が記載されていますのでご確認ください。年6回の年金受給時に、保険料が自動的に年金から天引きされます。

##### ○普通徴収(納付書で納付、または口座振替)

本年4月以降に75歳になった方、転入した方、年金の受給金額が年間18万円未満の方、介護保険料が年金から天引きされていない方、年金天引き中止の申請をした方等は普通徴収になります。7月から来年2月までの計8回、納付通知書により金融機関等の窓口で納付をお願いします。

また、すでに口座振替を申し込んだ方については、指定日に口座から引き

納める保険料と、国や地方公共団体の負担金、利用者負担金を財源に運営されています。この制度は、支え合いの制度です。介護サービスを利用していない場合でも、保険料を納めていただくこととなります。保険料は次の表をご覧ください。

ご覧ください。

介護保険料金額表		
所得段階	対象	保険料額 (平成23年度分)
第1段階	・老齢福祉年金受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護受給者	基準額×0.5 (年額23,900円)
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.5 (年額23,900円)
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の方	基準額×0.75 (年額35,800円)
特例第4段階	世帯員に住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.9 (年額43,000円)
第4段階	世帯員に住民税が課税されているが、本人が住民税非課税の方	基準額 (年額47,800円)
第5段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25 (年額59,700円)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.5 (年額71,700円)
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方	基準額×1.75 (年額83,600円)

#### 社会保険等の被扶養者

後期高齢者医療制度加入前に社会保険等の被扶養者だった方は、引き続き保険料が軽減されます。保険料の「所得割額」は賦課されません。「均等割額」の9割が軽減されますので、1割を納めていただきます。

#### 納付方法の変更について

年金からの保険料の天引きを中止したい場合は、「納付方法変更申出書」を提出し、口座振替の手続きをする必要があります。ただし、これまでの納付状況等から変更申出が認められない場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ／保険年金課 ☎581・2121 内線111へ。

### 平成23年度の介護保険料について

介護保険は、「介護保険法」に定められている制度で、40歳以上の方が全員

### お使いですか? ジェネリック医薬品 (後発医薬品)

薬代が3割以上安くなることもあります

近年、町の国民健康保険の医療費は増加を続けており、国民健康保険特別会計が赤字になる大きな要因となっています。こうした中、厚生労働省は、患者の自己負担の軽減とともに、国保財政の健全化のため、「ジェネリック医薬品」の利用を促進しています。

かかりつけの医師や薬剤師と相談しながら、使用してみたいかがでしょうか。

#### Q1 ジェネリック医薬品はどのような薬ですか?

A1 新薬(先発医薬品)の特許期間が過ぎたあと、新薬と同じ成分、効能、効果を持つものとして、製造、販売される医薬品のことです。

#### Q2 先発医薬品とジェネリック医薬品の違いは何ですか?

A2 品質的な違いはないと言われています。先発医薬品は開発に長い年月と多額の開発費用が必要と言われるのに対し、ジェネリック医薬品は先発医薬品の特許期間が切れてから作られるため、開発期間が短く、低コストな薬となります。厚生労働省では「薬代が3割以上、中には5割以上安くなる薬もあります」とPRしています。

#### Q3 ジェネリック医薬品に変更するにはどうしたらよいのですか?

A3 ジェネリック医薬品を希望する場合は、かかりつけの医師や薬剤師にご相談ください。なお、昨年、町の国民健康保険に加入している世帯へ「ジェネリック医薬品希望カード」付きのチラシを、新しい国民健康保険被保険者証に同封して送付しました。今年も同様のチラシを9月に送付しますので、チラシの中にある「希望カード」を切り取って、保険証と一緒に医療機関や薬局の窓口へ提示し、ジェネリック医薬品を希望することを伝えてください。「希望カード」がなくとも、変更の申出は可能です。

#### ○病院 診療所で薬をもらう場合 (院内処方)

窓口で保険証、診察券と一緒に「希望カード」を提示するか、直接医師に相談してみてください。

#### ○医療機関からの処方せんによる場合 (薬をもらう場合/院外処方)

処方せんにある「後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更不可」欄に医師の署名がなければ、ジェネリック医薬品に変更することが可能です。薬局で薬剤師に「希望カード」を提示して相談してみましょう。

すべての医薬品にジェネリック医薬品があるとは限りません。また、医師の判断により、ジェネリック医薬品に変更できない場合もあります。「希望カード」は保険年金課でも配布しています。

問い合わせ／保険年金課 ☎581・2121 内線113、114へ。